

議案第30号

町田市民文学館条例施行規則の一部を改正する規則について

上記の議案を提出する。

2020年9月16日提出
町田市教育委員会
教育長 坂本 修一

(提案理由説明)

本件は、附属機関の会議開催方法について、書面による協議に関する規定等を整備するため、改正するものです。

別紙のとおり、町田市民文学館条例施行規則を一部改正したい。

なお、改正の概要は、次のとおりです。

1 改正理由

書面による協議に関する規定等を整備するため、改正するものです。

2 改正内容

改正の内容は、次のとおりです。

- (1) 町田市民文学館運営協議会の会議への委員以外の者の出席に関する規定を加えます。(第21条関係)
- (2) 招集通知に関する規定を加えます。(改正後の第22条関係)
- (3) 書面による協議に関する規定を加えます。(改正後の第23条関係)
- (4) その他文言の整理を行います。

3 施行期日

公布の日から施行します。

町田市民文学館条例施行規則の一部を改正する規則

町田市民文学館条例施行規則（平成18年7月町田市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>(町田市民文学館運営協議会)</p> <p>第21条 略</p> <p>2～6 略</p> <p><u>7 会長は、必要があると認めるときは、運営協議会に委員以外の者の出席を求めることができる。</u></p> <p><u>(運営協議会の招集の通知)</u></p> <p>第22条 会長は、<u>運営協議会の会議を招集しようとするときは、次に掲げる事項をあらかじめ、委員に通知する。</u></p> <p><u>(1) 開催日時</u></p> <p><u>(2) 開催場所</u></p> <p><u>(3) 議題</u></p> <p><u>(運営協議会の書面による協議)</u></p> <p>第23条 <u>第21条第4項の規定にかかわらず、会長は、災害その他のやむを得ない理由により会議を開くことができない場合において、必要があると認めるときは、書面による協議を発議することができる。</u></p> <p><u>2 書面による協議は、委員の過半数が同意しなければ、実施することができない。</u></p> <p><u>3 書面による協議における運営協議会の議事は、委員の過半数が当該書面による協議に参加した上で、当該参加した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。</u></p> <p><u>4 会長は、書面による協議において、必要があると認めるときは、委員以外の者に書面による意見を求めることができる。</u></p> <p>(運営協議会の庶務)</p> <p>第24条 略</p>	<p>(町田市民文学館運営協議会)</p> <p>第21条 略</p> <p>2～6 略</p> <p>(運営協議会の庶務)</p> <p>第22条 略</p>

(委任)

第25条 略

(委任)

第23条 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。